

2024年6月27日

一般社団法人サステナブルファイナンスプラットフォーム運営協会

一般社団法人サステナブルファイナンスプラットフォーム運営協会（以下、当協会）は、金融庁の「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範(以下、「行動規範」)」および行動規範の「原則」・「指針」に賛同します。

当協会は、運用機関と上場企業をつなぐデジタルプラットフォーム Sustainable Finance Platform/Engagement Support Service（以下、SFP-ESS）を提供しており、SFP-ESS 利用者に対して ESG 情報の提供を行っています。なお、当協会では ESG 評価情報に関するサービス提供を行っていないため、本表明は、ESG データ提供機関としての表明を行います。

行動規範は、ESG ファイナンス取引の参考情報を提供する ESG 評価・データ提供機関が、市場機能の発揮という観点から果たす役割の重要性を踏まえ、ESG 評価・データ提供機関に期待される具体的な行動を、「品質の確保」「人材の育成」「独立性の確保・利益相反の管理」「透明性の確保」「守秘義務」「企業とのコミュニケーション」の6つの原則とその実践のための指針としてまとめたものです。

規範の各原則および各指針に対する当協会の見解については、以下をご参照ください。

原則1（品質の確保）ESG 評価・データ提供機関は、提供する ESG 評価・データの品質確保を図るべきであり、このために必要な基本的手続き等を定めるべきである。

当協会は自社の ESG 関連サービスおよび提供するデータの品質確保のために必要となる実効的な内部方針、手続きを定めています。

原則2（人材の育成）ESG 評価・データ提供機関は、自らが提供する評価・データ提供サービスの品質を確保するために必要な専門人材等を確保し、また、自社において、専門的能力の育成等を図るべきである。

当協会は自社の ESG 関連サービスおよび提供するデータの品質確保のため必要な専門人材等を確保し、適切な育成を実施しています。

原則3（独立性の確保・利益相反の管理）ESG 評価・データ提供機関は、独立して意思決定を行い、自らの組織・オーナーシップ、事業、投資や資金調達、その他役職員の報酬等から生じ得る利益相反に適切に対処できるよう、実効的な方針を定めるべきである。利益相反については、自ら、業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又はリスクを適切に管理・低減するべきである。

当協会は、独立性の確保や利益相反の適切な管理について、ESG データの品質の信頼性を担保する基礎となるものであると認識し、適切な方針策定および実施を行っています。独立性の確保については、外部からの不当な影響力を受けることなく、独立性をもって業務を行うことが出来る環境を整備しています。また、利益相反の管理については潜在的な利益相反の場面を特定した上でリスクを回避・低減するための具体的な内部方針・手続きを定めています。

原則 4（透明性の確保）ESG 評価・データ提供機関は、透明性の確保を本質的かつ優先的な課題と認識して、評価等の目的・基本的方法論等、サービス提供に当たっての基本的考え方を一般に明らかにするべきである。また、提供するサービスの策定方法・プロセス等について、十分な開示を行うべきである。

当協会は、自社の ESG 関連サービスおよび提供するデータについて透明性の高い情報を提供することが不可欠であると認識しており、提供するサービスの策定方法・プロセスをデータ利用者に対して適切に開示しています。

原則 5（守秘義務）ESG 評価・データ提供機関は、業務に際して非公開情報を取得する場合には、これを適切に保護するための方針・手続きを定めるべきである。

当協会は、業務に際して取得した非公開情報を適切に保護するための実効的な内部方針・手続きを定めています。

原則 6（企業とのコミュニケーション）ESG 評価・データ提供機関は、企業からの情報収集が評価機関・企業双方にとって効率的となり、また必要な情報が十分に得られるよう、工夫・改善すべきである。評価等の対象企業から開示される評価等の情報源に重要又は合理的な問題提起があった場合には、ESG 評価・データ提供機関は、これに適切に対処すべきである。

当協会は、自社の ESG 関連サービスおよび提供するデータの対象となる企業との間の円滑なコミュニケーションが、サービスを効率的・有効的、そして持続可能な形で提供していくために、不可欠な要素であると認識しています。当協会と対象となる企業との間で適切なコミュニケーションが図られるよう、実効的な内部方針・手続きを定めています。

以上